

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の適用を受ける災害復旧事業のうち、農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合を含む。）</p> <p>(2) 土地改良区及び土地改良区連合</p> <p>(3) 農業協同組合及びその連合会</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>農業振興センター所長（以下「所長」という。）</u>が適当であると認めるもの</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の適用を受ける災害復旧事業のうち、農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合を含む。）</p> <p>(2) 土地改良区及び土地改良区連合</p> <p>(3) 農業協同組合及びその連合会</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>所長</u>が適当であると認めるもの</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項による補助金交付申請書及び関係書類は、別表第3に定めるものとし、指定の期日までに<u>所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項による補助金交付申請書及び関係書類は、別表第3に定めるものとし、指定の期日までに<u>農業振興センター所長（以下「所長」という。）</u>に提出しなければならない。</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得した財産については、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和</u></p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得した財産については、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和</u></p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>40年大蔵省令第15号</u>に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 前号の規定により所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除<u>することが</u>できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(7) 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手としないこと等暴力団等の排除に係る県の<u>取扱い</u>に準じて行うこと。</p> <p>(8) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>(9) 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別表第3に定める様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p><u>(10) 県税の滞納がないこと。</u></p>	<p><u>40年大蔵省令第15号</u>」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 前号の規定により所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除<u>できる</u>部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(7) 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手としないこと等<u>暴力団等の排除に係る県の取り扱い</u>に準じて行うこと。</p> <p>(8) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>(9) 市町村以外の補助事業者は、前項により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別表第3に定める様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(概算払)</p> <p>第7条 概算払を受けようとする補助事業者は、別表第3に定める概算払請求書及び請求内訳書表を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項における概算払の実施基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の着手時における概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金交付決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とする。</p> <p>(2) 前号の規定による概算払以外の概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた金額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において<u>行うもの</u>とし、前号の規定による概算払をした後の追加概算払は、補助事業者が当初の概算払の額と当初の概算払の額に対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払を行う場合に行うものとする。</p>	<p>(概算払)</p> <p>第7条 概算払を受けようとする補助事業者は、別表第3に定める概算払請求書及び請求内訳書表を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項における概算払の実施基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の着手時における概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金交付決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とする。</p> <p>(2) 前号の規定による概算払以外の概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた金額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において<u>行うことができること</u>とし、前号の規定による概算払をした後の追加概算払は、補助事業者が当初の概算払の額と当初の概算払の額に対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払を行う場合に行うものとする。</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(3) 補助事業が年度内に完了することが確実に認められる補助事業については、前号の規定にかかわらず、未払額の全額を概算払することができる。ただし、次条の規定により補助事業の一部を<u>繰り越す</u>地区については、年度内の遂行部分について出来高見込みにより概算払をすることとする。</p> <p>(4) 請求金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 請求に当たっては、的確な出来高把握に努め、所要額を請求するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第8条 規則第11条第1項<u>前段</u>の実績報告書の様式は、別表第3に定めるものとし、補助金の交付決定に係る施行箇所のうち、最後に竣工した箇所の竣工日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、所長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌会計年度の4月15日までとする。</p> <p>2 補助事業者は、施越工事（工事竣工後に<u>交付の決定</u>があった工事を<u>いう</u>。）のみに交付の決定がなされた場合は、その通知日から10日以内に実績報告を所長に提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、前2項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別表第3に定める様式により所長に報告するとともに、当該金額を<u>県</u>に返還しなければならない。</p> <p>第9条（略）</p> <p>(年度終了実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、規則第11条第1項<u>後段</u>の規定による年度終了実績報告及び関係書類について、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に定める様式を所長に提出しなければならない。</p> <p>第11条から17条（略）</p>	<p>(3) 補助事業が年度内に完了することが確実に認められる補助事業については、前号の規定にかかわらず、未払額の全額を概算払することができる。ただし、次条の規定により補助事業の一部を<u>繰越しする</u>地区については、年度内の遂行部分について出来高見込みにより概算払をすることとする。</p> <p>(4) 請求金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 請求に当たっては、的確な出来高把握に努め、所要額を請求するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第8条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別表第3に定めるものとし、補助金の交付決定に係る施行箇所のうち、最後に竣工した箇所の竣工日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、所長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌会計年度の4月15日までとする。</p> <p>2 補助事業者は、施越工事（工事竣工後に<u>交付決定</u>があった工事を<u>言う</u>。）のみに交付の決定がなされた場合は、その通知日から10日以内に実績報告を所長に提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、<u>前項</u>の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別表第3に定める様式により所長に報告するとともに、当該金額を<u>所長</u>に返還しなければならない。</p> <p>第9条（略）</p> <p>(年度終了実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、規則第11条第1項の規定による年度終了実績報告及び関係書類について、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に定める様式を所長に提出しなければならない。</p> <p>第11条から17条（略）</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成30年 月 日から施行し、平成30年度事業から適用する。</u></p> <p>別表1から別表3（略）</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>農業振興センター所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 住所 氏名 印 (生年月日： 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成 年発生災害に係る 災害復旧事業を下記により実施したいので、補助金金を交付されたく高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第4条及び高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>平成 年度 高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金（ 年災・ ）交付申請書</p> <p>(1) 災害復旧事業補助計画書（別紙のとおり） (2) 収支予算書（別紙のとおり）</p> <p><u>添付書類</u></p> <p><u>県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書（市町村除く。）</u></p> <p><u>・県税の納税義務がある（滞納がない）場合：納税証明書（県税の滞納がないことを証明できる書類）</u></p> <p><u>・県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>別表1から別表3（略）</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>農業振興センター所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 住所 氏名 印 (生年月日： 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成 年発生災害に係る 災害復旧事業を下記により実施したいので、補助金金を交付されたく高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第4条及び高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>平成 年度 高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金（ 年災・ ）交付申請書</p> <p>(1) 災害復旧事業補助計画書（別紙のとおり） (2) 収支予算書（別紙のとおり）</p> <p><b>(新設)</b></p>



高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新										旧									
<p><u>添付書類</u>  <u>県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書（市町村除く。）</u>            ・<u>県税の納税義務がある（滞納がない）場合：納税証明書（県税の滞納がないことを証明できる書類）</u>            ・<u>県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書</u></p> <p>第21号様式から第22号様式（略）</p>										<p>(新設)</p> <p>第21号様式から第22号様式（略）</p>									